

# 役員報酬等に関する規程

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人京都西山学園(以下「学園」という。)における、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、学園に教職員として常時勤務している者をいう。

## 第2章 報 酬

(報酬額)

第3条 役員であって、学園の教職員としての給与を支給されていない者に、別表第1の年額又は月額の基本報酬を支払う。

2 専務理事・常勤役員を除く役員には出勤ごとに日当を支払う。

## 第3章 退職金並びに退職慰労金

(退職金並びに退職慰労金の支給)

第4条 第3条による報酬を払う役員が退任したときは、退職金並びに退職慰労金を支給しない。

## 第4章 旅 費

(旅費の支給)

第5条 非常勤の役員が理事会や評議員会等に出席した場合、旅費を実費で支給する。

(旅費の種類及び旅費額)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料とする。

2 旅費の額は、別表第2のとおりとする。

(経済路線)

第7条 旅行の経路は、最も経済的な経路及び方法により支給する。ただし、天災その他特別な事情が生じた場合は、実際に経由した経路及び方法による。

- 2 前項ただし書きによるときは、帰着後ただちに経路変更の承認を得なければならない。

## 第5章 雑 則

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 評議員が評議員会等に出席した場合も第5条を適用する。

## 別 表

### 別表第1 (第3条関係) 役員の報酬額

(1) 基本報酬：専務理事

月 額	80,000円
-----	---------

(2) 基本報酬：監 事

年 額	100,000円
-----	----------

(3) 日当：理事・監事(常勤役員・専務理事を除く)

日 額	10,000円
-----	---------

### 別表第2 (第6条第2項関係)

旅費の区分	旅 費 額
鉄 道 賃	旅 客 運 賃 特 別 急 行 料 金
船 賃	実 費
航 空 賃	実 費
車 賃	実 費
宿 泊 料	実 費